

西夏軍制における「軍」の機能
—「軍」に属する地位名称および「職」との関係—

An Analysis of the Function of “1Gja軍” in the Tangut Military System
—Positions of “1Gja軍” and its Relationship with “1Tšju職”—

小 野 裕 子
ONO, Hiroko

西夏軍制における「軍」の機能 —「軍」に属する地位名称および「職」との関係—

小 野 裕 子*

はじめに

本論文では、西夏（1038～1227）の軍事的地位「軍 lgja¹」がそのまま戦時の軍団階層に転化されたこと、および1つの地位が軍事的機能を含め複数の機能を有していたことについて論じる。

農牧複合地帯に立国した西夏の歴史を解明するためには、西夏人の軍事的人間組織の把握が重要である。そのためには、3つの軍事的地位の性質と相互関連を解明する必要がある。

3つの軍事的地位とは、官 ltsjiir・職 ltšju・軍 lgja²である。西夏語総合法典の軍事関連部門や軍事法典中に、しばしば「官・職・軍を奪う（失う）」という表現があることによる³。

これに関連する先行研究には次の著作がある。職 ltšjuを対象とした〔魏2020〕は、漢籍と西夏語総合法典『天盛旧改新定律令』⁴（以降『天盛』と称す）に出現する官職名をまとめた。〔高2021:

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科客員研究員

¹ 本稿では、行論上必要な西夏語を、「漢語・漢字による字義と、再構成音」の組み合わせで示す。西夏語に対応する西夏文字を示す際には、西夏研究者に一般的に使用されている4桁の『夏漢字典』（以下『夏漢』と称す）番号を付す。表記の詳細については〔小野2023:119注①〕と同じとする。ただし、声調を表す1・2の数字は字義と再構成音の間に挿入することとした。〔荒川2014〕参照。

² 官 ltsjiirは『夏漢』No.2975、職 ltšjuはNo.1736、軍 lgjaはNo.1531字である。〔小野2023〕では、官 ltsjiirは爵位、職 ltšjuは実際の職務を持つ者、軍 lgjaは軍事上の身分と解釈した。これらの字義の解説は〔小野2023:119注②、128注④⑤〕に詳細に述べたため、そちらを参照されたい。なお、「身分」という語は、職 ltšjuや軍 lgjaの性格を考察する上で、より適切な語に改める必要があると判断し、本論文では「地位」という語を使用する。

³ 例えば『天盛旧改新定律令』卷四大城守放門第一条（Tang.55, No.157第22葉右頁第6行～左頁第3行）には、「一、大城を守る者を一城毎に遣わす時、城将・城巡検・通判で城を放棄することを計画する等（の場合）、（城将・城巡検・通判で）官を有する者・有しない者、および城内にいる正副佐将の中で官を有しない者は、一律に剣で殺す。その中の正副佐将で官を有する者は、官・職・軍を皆落とし失わせ、12年の徒刑とする。」（下線は筆者による）とある。

⁴ 『天盛』は、西夏天盛年間（1149～1169）に成立した。1906年、ロシアのコズロフ探検隊によって発掘され、現在はロシア連邦サンクトペテルブルグ市にあるロシア科学アカデミー東方文献研究所（以降IOMと称す）で保管されている。今日の軍事法・経済法・行政法などに当たる法令が、巻毎に分類されている。1980年代以降、〔Кычанов, Е.и1986-1989〕（以降『ロシア語訳』と称す）、〔史・聶・白訳1994〕およびこれを元にした〔史・聶・白2000〕（以降『中国語訳』と称す）が出版され、初期の翻訳として活用されてきた。解題は、〔王主編1998:10-28〕、〔佐藤2003:199-202〕、〔島田2003:7-20〕などを参照。近年では、〔和智2023〕など、再整理が進められている。なお、佐藤は「本法典は律と令との区別が明確になされておらず」、またそもそも漢語「禁令」に当たる西夏文字2字が本法典の最後の2字に使用されている〔佐藤2003:199〕と指摘し、「天盛旧改新定禁令」の名称を採用している。

26-31] では、職 ltšjuが唐代の職事官と同じものであるとした上で、官司⁵ 内の実職を指す場合と、官司より上位に置かれ実務のない虚職を指す場合の2種類に分類する。翟麗萍『＜天盛律令＞職官門整理研究』では「[軍]は軍籍あるいは軍中の職である」[翟2019:174] とすると同時に、「軍籍のことである」[翟2019:209] と述べ、2通りの解釈を示した。つまり、職 ltšjuは実際の行為を伴う役職名、または唐代の職事官に当たるもの、軍 lgjaは軍籍もしくは軍事行動に関連する地位と捉えられてきた。

これらの先行研究を踏まえ、[小野2020] では、边防制度に焦点を当て、『天盛』の軍事関連条文に基づき、国境地帯の边防職を整理した。次に、[小野2023] では、西夏人が帯びる「軍 lgja」という地位が「地縁関係によって与えられ、軍抄を率いる軍事上の地位」を指し、西夏人は官 ltsjiir・職 ltšju・軍 lgja・軍籍上の地位の4種を1つ以上兼帯して社会に存在したことを明らかにした。

本稿では、前稿を発展させ、軍 lgjaと実戦部隊（戦時の軍団階層）との関係について、そして機能の面から軍 lgjaと職 ltšjuで同じ名称が存在する現象について考察する。史料として『天盛』の軍事関連条文と、西夏語軍事法典『貞観玉鏡統』⁶（以降『貞観』と称す）とを使用する。

以下、西夏語綜合法典『天盛』中の巻四・五・六に含まれる軍事関連条文の分析に基づき、第1章で軍 lgjaと戦時の軍団階層が一致する点を指摘する。第2章では、前稿までに軍 lgjaとして捉えてきた「正統」「佐将」「首領」等の名称が、職 ltšjuとしての機能を有する面を述べ、1つの地位が複数の機能を有すること、これまで単機能と考えられてきた地位の役割を複数と捉えた上で、機能別に分けて考察する必要性を論じる。

1. 「軍 lgja」と実戦部隊構成との関連性

本章では、軍 lgjaに該当する名称を特定するため、前稿で扱った『天盛』巻四に加え、巻五・六も検討対象とする。軍 lgjaの検討は、前稿と同様⁷ に、条文内容を項目別に分類し、後文で述べる文構造を分析する方法を採る。西夏語法典の条文は、先頭から、「A行為者（主語）」「B処罰の対象となる行為（＝条件節）」「C処罰対象の根拠となる地位」「D処罰内容」の順に構成される。Cは省略される場合があり、その場合はA＝Cとなる。本稿では行論上必要な場合、A～Dの記号及

⁵ 「官司」とは、西夏政府の役所を指す。複数の役所を指す場合は「諸司」という表現が用いられる。官司は5つの等級に分類されていた。「官司に属する」とは、各官司内における職務を与えられ、その官司内での地位を持つことを意味する。以上の情報に加え、各官司にどのような役職の者が何人置かれたかについては『天盛』卷十司序行文門第十六条〔『中国語訳』366-375〕に詳述される。

⁶ 『貞観』は西夏貞観3年（1103年）に成立した西夏語軍事法典である。解題は[小野2008:72-73]を参照された。先行研究に[Kyčanov, E. I. und Herbert Franke 1990][陳1995][胡2003]がある。

⁷ 前稿[小野2023]では、条文内容を「A行為者（職名）」「B処罰の対象となる行為」「C処罰対象の根拠となる身分」「D処罰内容」に分類し、AとCの不一致から軍 lgjaの性質を導き出した[小野2023:122]。このうち、分類項目Cに使用した「身分」という語は、注2に述べたように、「地位」という語を使用する。

び下線によって検討場所を明示する。

1. 1 軍 lgja に該当する名称

「軍 lgja」とは地縁関係を反映し軍抄を率いる軍事上の地位を示し、具体的な名称として首領・房将・尾迫が挙げられる [小野2023:134,136-137]。それでは、「首領・房将・尾迫」以外に軍 lgja に該当する他の名称は存在するか。本節では、軍 lgja に該当する名称を『天盛』から抽出し⁸、階層の上下を検討する。

現在のところ、『天盛』には軍 lgja を具体的に規定した条文は存在しない。しかし次のような方法で、ある地位名称が軍 lgja であるか否かを判断することができる。第一に、既に軍 lgja であると確定している名称（例えば「首領」）の前後に併記され、ひとまとまりの主語を形成している名称を軍 lgja と判断する方法である。第二に、平時の政府関連任務を担わず、かつ首領・房将・尾迫と同様に軍事関連に関する規定が設けられていることを確認する方法である。平時における軍 lgja に該当する名称の役割は、実務を担う「職 ltšju」への人材供給を担うことにあり、政府関連の任務は法典に規定されないからである。この2点の方法の具体例を史料1・2で示す。なお、理解の便のために、語句を補った部分は【 】を挿入した。

史料1：『天盛』卷五季校門第二条：Tang.55, No.159第十葉右頁第9行～第11葉右頁第8行⁹、

[[『ロシア語訳』 1987:153-154] [[『中国語訳』 231-232]

一、A諸の佐【将】¹⁰・盈能¹¹・軍首領¹² 大小・尾迫・房将・軍兵等が、B甲・胄・馬・装備等

⁸ なお、「軍」と翻訳される西夏文字『夏漢』No.1531は、地位以外にも、文脈上「軍団（部隊）」を意味する場合があるが、本節では「軍 lgja」と表記し、「地縁関係を反映し軍抄を率いる軍事上の地位」の意に限定して使用する。その他の意味で翻訳した場合は特に注を加える。

⁹ 日本語に訳出する際に使用した西夏語文書は、『俄藏黑水城文献⑧』（以降『俄藏』と称す）及び東洋文庫所蔵「ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクト・ペテルブルグ支所所蔵文書」マイクロフィルムに依拠した。史料の原典を示す際には、IOMが付した旧整理番号を提示する。整理番号は、西夏（タングート）語文書を記述する言語を示す番号と、文書のまとまりを表すInventory番号で構成される。本稿では、原則として、『俄藏』に掲載されるInventory番号を利用する。例えば史料1ではTang.55, No.159がこれに該当する。

¹⁰ 本稿で示す翻訳は、筆者が西夏語を直訳し、適宜意識したものである。『ロシア語訳』『中国語訳』は翻訳の際の参考資料であり、該当箇所を挙げるものである。

¹¹ 「盈能」は、『夏漢』No.3989とNo.0724で構成される熟語。『天盛』巻四では必ず佐将と並記される [小野2023:123-126]。盈能単独での職掌等の詳細は不明である。牧首領から選出され [佐藤2009:15]、中～小規模部隊の部隊長であった [Sato2012:369]。

¹² 軍首領の専論として [佐藤2009] がある後述。本稿で使用する軍 lgja としての首領は、軍事制度内の位置を示す、軍事的な役割を担当する首領に限定するものとする。

軍器の監査・審査を受けず、点集¹³しない罪の法。(以下、C軍籍登録別(正軍・輔主・負擔¹⁴別)のD処罰内容が述べられる。)

史料1は、甲冑・馬等の武装点検を受けなかった場合の罰則である。主語＝「A行為者」として「佐(将)・盈能・軍首領大小・尾迫・房将・軍兵」とあるため、首領・房将・尾迫と並列される「佐将」は軍 lgjaであると判断できる。加えて、兵卒＝軍兵が最後に位置していることから、先頭の「佐将・盈能」が「首領・房将・尾迫」よりも上位の軍 lgjaに位置することも明らかになる。この条文の「A行為者」は、武装の点検を「受ける」側であり、政府に関連する任務を実行しているわけではない¹⁵。すなわち佐将・盈能も軍 lgjaの1つである。

次の史料2は、軍 lgjaが平時政府の任務を負わないことを示唆する一例である。

史料2：『天盛』卷五季校門第三条：Tang.55, No.159第11葉(版心第十三葉)右9行目～左頁第7行目、
[[ロシア語訳] 1987:154] [[中国語訳]:232]

一、A諸々の軍首領・尾迫・小首領等が、保有する甲・冑・馬の3種を欠かす罪は、始めの【＝第二条の?】【条文の規定】に従い、別とせず施行する。自らの【管理責任を負う】範囲を放棄し、軍兵の有する甲・冑・馬の【うち】、数種類の検査をしないことがあれば、すなわち【物品】全部を【分母】十とする。一～三割がない場合は罪をとがめない。四・五割が欠ける場合、十三杖の杖刑とする。六・七割が欠ける場合、六ヶ月の徒刑とする。八・九割が欠ける場合、一年の徒刑とする。十割全てが欠ける場合、十三杖の杖刑【に加え】、官・職・軍を全て剥奪する。その人【＝軍首領・尾迫・小首領等】が官を有していなければ二年の徒刑とし、更に期限を明確に決めて弁償せよ。甚だ少ない場合でも全額弁償させよ。

史料2は、武装の点検に関する規定であるが、主として武具の欠品に焦点が置かれる。首領・尾迫等に要求される武装の保持は、軍役対象者としての義務と捉えるのが妥当であり、政府内における何らかの任務とは言い難い。

¹³ 『夏漢』No.3240、1941で構成される熟語である。No.3240は「全て、一緒に」を、No.1941は「集める」を意味する西夏文字である。漢籍を見るに、「点集」とは、「(一箇所に) 集める」の意で、多くは軍事活動に関連する場合に用いられるようである。史料1の「点集」とは「武装の点検を目的として【軍籍に登録されている者】全員を集めさせる」ことだと考えられる。

¹⁴ [張多勇2023] では、軍抄内の正軍・輔主・負擔の関係性及び変遷について論じている。

¹⁵ 『天盛』卷五季校門第一条によれば、武装の監査は、殿前司が下部官司の報告を受けて実施の可否を決定した。監査を行う者には殿前司を通じて論節が発行された。つまり、政府任務である監査の実施を担ったのは、官司の1つである殿前司と殿前司に任命された者であり、軍 lgjaの地位に在る者は監査役とは規定されない。ただし、臨時で軍 lgjaに監査の実施を命令するケースはあった。なぜならば、第一条の最後に「武装の監査役を、行将・佐将・首領にする場合、【責任を】小さくせよ」とする一文があるからである。

更に、史料1・2から以下の点が言える。第一に、首領・(房将)・尾迫が、自身も含め軍装備の点検対象であることから、軍装備に関しては軍 lgja の地位を基準に、官有・私有の別も含めて西夏政府の管理下に置かれたこと¹⁶ が判明する。第二に、軍装備の点検・点集に応じない場合の罰則は、軍籍に登録された「正軍」や「輔主」という地位に基づいて適用される。この2点から、有事に必要なとなる武装の準備は、部隊長クラスでは軍 lgja を、兵卒階層では軍籍に登録された地位を基準に運用されており、それ以外の、例えば職 ltšju の地位秩序は適用されないことがわかる。

さて、史料1から佐将・盈能も軍 lgja であることを指摘したが、次の史料3では、「行将¹⁷」も軍 lgja にあたることが判明する。

史料3：『天盛』卷五季校門第十一条：Tang55, No.159第十二葉右頁第6行～左頁第1行、

[[『ロシア語訳』1987:159]、[[『中国語訳』236]

一、先に連ねた甲・胄・馬・装備の【点検】中に遅れが生じた時、A 佐・行将等が、とがめる罪を受けるに従うというのは、B 配下の首領の中の多くが【点検を】遅らせたという D 重い罪に連坐するということである。D1 人の佐は一品、および行将もまた一品毎等、順序によって降格させよ。もし、B 自分たちの軍¹⁸ を連ねる中で【=自分たちに直属する部隊で】【点検の】遅れが生じれば、どちら【の罪】が重かったかによって判決せよ。

史料3は、配下の首領が武装の点検に遅滞を生じさせた場合、首領の「上司」である佐将・行将にも連帯責任を負わせることを規定している。佐将と行将が並列されており、行将も軍 lgja であることを示す。条文冒頭にある「先に連ねた」とは、史料3の直前にある「季校門第十条」を指し¹⁹、文中の「配下の首領」たちとは、第十条の主語である小首領・房将・尾迫を指す。ここでは、罰則として降格される品階が、佐将の場合一品であるのに対し、行将では一品以上と規定されるこ

¹⁶ 佐藤貴保は、軍籍文書の分析を通じ、①私有財産の価値に応じて馬・甲・胄を自弁すること、②軍籍に登録される物品に「【個人の私有に】属さない」「属する」の文言が使用されるため、軍籍に登録される装備は兵士の私有物品であり、装備を自前で持てないものには官有の装備が与えられていたこと、③官有の装備は官庁の管理する武器庫等に保管されていたと推定されること、を指摘する〔佐藤2018:47〕。

¹⁷ 『夏漢』No.3844、3266で構成される熟語である。『中国語訳』や〔佐藤2009〕では「行監」と訳される。『貞観』や『法則』と題する法典より、100名程度の中規模部隊を率いる指揮官であることが判明する〔佐藤2009:23, 注33〕〔小野2010:110-111〕。本稿では、指揮官としての権限を有することを重視し、『夏漢』No.3266字を「将」と訳出する。

¹⁸ 当該史料3の西夏文字「軍」(『夏漢』No.1531)字は、佐・行将の率いる「軍団・部隊」を意味すると考えられる。その理由は、当該史料の条文構成を考えるに、第1文が「配下の首領」が違反した場合であり、後続する第3文(2目目の下線B)が、自分に属する部隊が違反行為を行った場合という条件であると考えられるからである。佐・行将も自らが率いる部隊や、配下に首領以下の小部隊が所属していた点は、〔小野2010:119〕参照。

¹⁹ 『天盛』卷五の内容を見るに、「遅れを生じる」という表現に該当する行為は、第十条にある「小首領・房将・尾迫が監査を実施しない」行為と考えられる。第九条以前は武装の弁償規定であるから、史料3条文の冒頭「先に連ねる」とは第十条を指す。

とから、行将の方が上位に位置すると考えられる。史料3から、行将・佐将が複数の首領を配下に置き、行将・佐将自身にも直属する部隊があることも指摘できる。下の表『天盛旧改新定律令』卷五 分析資料』は『天盛』 第五季校門第十条と史料3に該当する箇所を一部抜粋したものである²⁰。

表 『天盛旧改新定律令』 卷五 分析資料』（一部抜粋）

用例番号	門・条	A 行為者	B-1 義務行為	B-2 処罰の対象となる行為	D 処罰内容	C 処罰対象の根拠となる身分	原典情報
151	季校門・第10条	小首領・房将・尾迫	先に挙げた甲・胄・馬・装備・武器の肥瘠の状態には法の効力を及ぼすことはできない。	監査を欠かし実施しない	何を停滞させたのかという正首領の罪を援用する	小首領・房将・尾迫	No.2574②
152	季校門・第11条	佐将・行将等	先に述べた甲・胄・馬・装備に関して滞りが生じた時、配下の首領が滞らせた罪に連座する。	自分たちの軍で（監査が）滞る	佐は1品、行将は1品毎等降格させる	佐将・行将	No.2574②
153	季校門・第11条	佐将・行将等			どちらが重いかで判決	佐将・行将	No.2574②

また、「行将」は、辺境地帯の防衛に関わる条文で構成される『天盛』 卷四では全く現れなかった²¹。すなわち行将は辺境防衛に関する直接的な実務を有しない。よって、行将は軍 1gja であるという要件を満たす。佐将についても、史料3で述べられる役割は、行将と同じであるから軍 1gja としてのものであり、軍事的地位を指すものとしてよい。

史料1～3の内容をまとめると、軍 1gja には、平時軍装備の維持が求められており、上から

行将

佐将・盈能

首領・房将・尾迫

兵卒（「軍兵」と表記される一般正規兵）

という階層が確認できる。なお、これらの内、佐将の辺境防衛職に関する考察は後述する。

1. 2 軍 1gja と軍団構成階層の一致

それでは、前節で明らかになった軍 1gja の階層は、実際の軍団とどのような関連を有していたのか。本節では発兵時および実戦時の地位階層と比較を行う。

まず、発兵時の階層について確認したい。史料4は、『天盛』 卷六「発兵集校門」所載の条文である。「軍を発する時」という表現が冒頭に置かれる条文は、西夏皇帝・枢密司が下した命令により兵を招集して軍団編成を行う際に適用された内容だと考えられる。

²⁰ 表は、『天盛』 卷五の残存全てである「軍持兵器供給門」第一～九条・「季校門」第一～二十九条を翻訳し、これらを分類した用例1～269番の分類表であるが、紙幅の都合により、必要部分を一部抜粋して掲載する。

²¹ 前稿で作成した表『天盛旧改新定律令』 卷4 官・職・軍分析資料」[小野2023:123-126] に全く現れない。

史料4：『天盛』 卷六發兵集校門第六條 Tang.55, No.160第三葉右頁第4行～左頁第4行

[[『ロシア語訳』1987:170]、[[『中国語訳』245]

一、軍を發する時、A 大小の首領がB自ら謀って【部下である】 正軍・輔主に対して私情をはさみ、命令して【發兵に応じさせず】家に留まらせ、軍の先頭²²で一時に何を監査するか²³【という罪を犯した場合】は、一人【家に留ませた場合】三年の徒刑、二人であれば四年の徒刑、三人であれば五年の徒刑、四人であれば六年の徒刑、五人であれば八年の徒刑、六人であれば十年の徒刑、七人であれば十二年の徒刑、八・九人であれば終身徒刑とする。十人以上であれば一律絞首刑にせよ。(中略) A 佐将・行将は、【私情で發兵に応じないようにさせるという】 計画を立てて相談する中で、その計画をやめれば、【違反を】造意した場合の正副の法²⁴に従い【罪を】判決せよ。相談する中で【計画を】やめない場合、それに従って計画を知っている場合には、すなわち D 首領の罪と比べて佐将を一品、行将を二品降格させよ。賄賂があれば、すなわち枉法を伴う賄賂罪とどちらが重いかで判決せよ。

史料4は、發兵時に召集に応じない事態を首謀した人間を罰する条文である。条文の先頭に「軍首領」とその配下の兵卒が置かれる事から、逃亡の主体は首領を中心とした集団である場合が多かったと推測される。佐将・行将は首領よりも重い罰が適用されるため、首領よりも上位に位置すると見做し得る。つまり、發兵時の階層は、上から行将・佐将・軍首領・軍兵（ここでは正軍・輔主とされる人間が該当）の順に構成されている。この構成は1.1で指摘した軍 1gja の階層と一致する。

次に、『貞観』の功罪規定を基に考察した、「実戦時の軍職階層」[小野2010]の序列を挙げる。『貞観』の5つの階層は、上から以下のように構成される。

軍統：最高指揮官、正統と副統があり、正統が論節²⁵を帯びて最高位にある

行将：作戦行動を指揮する司令官

佐将：正副及び歩騎の別あり、自らの部隊を率いる部隊長

首領：30抄を率いる正・権首領、20抄を率いる小首領・房将・尾迫

兵卒：「軍兵」または「兵人」と表記される正規兵

これら5つの階層を結ぶ指令・統属系統は、上から下まで順に命令を下していく、軍統から一般

²² 漢語への直訳は「軍首」となる。この語の解説については[小野2020:184注12]を参照されたい。

²³ 「一時に何を監査するか」という翻訳は、西夏語からの直訳である。当部分の西夏語の意識は次のように想定される。本条のB処罰の対象となる行為（＝条件節）の一部であり、軍団召集時に部下を意図的に召集に応じさせなかったという叙述に続く部分であるから、「召集に応じさせなかったことを隠して監査を行った・受けた場合」と後続すると推定される。

²⁴ 「正副の法」とは、佐将に関する規定を指すものと考えられる。佐将には正副があり[小野2010]、佐将に関する条文ではD処罰内容の部分で散見される。規定の詳細は不明である。

²⁵ 「論節」とは、命令文および軍隊を動かす割り符を意味する[佐藤2007:77][小野2008:82]。

兵卒までの一本線だけに限定されない。『貞観』の条文からは、佐将や首領が軍統に直属する事例、行将が首領や軍兵を直接指揮する事例があることが読み取れる²⁶。

以上、軍 lgja の階層構造と、発兵時・戦闘時の軍団階層は、行将・佐将・首領・兵卒と完全に一致する。また史料3と『貞観』のように、上位階層が自らに直属する部隊を持つ点も一致する。つまり、『貞観』と『天盛』における階層構造の一致、及びその名称への部隊の所属の在り方の一致は、戦時の階層構成と平時における軍 lgja の階層構成が同一のものであることを示している。換言すれば、平時に帯びる軍 lgja の地位は、そのまま戦時の軍団構成に転化されるものなのである。

ここで、この一致に関する1つの問題点を解決しておきたい。それは実戦時の最高指揮官「軍統」が、『貞観』の軍団階層では行将の上位に明確に位置付けられるのに対し、史料1~4のように『天盛』の武装・発兵に関する規定には現れないという点である。そこでまず、軍統の地位の高低を手掛かりとして、軍装備関連規定に軍統が現れない理由について考察する。

軍統とは、論節を帯びて最高位にある「正統」と、正統と同じく全体の指揮権を持つ「副統」の総称である〔小野2008〕。筆者は嘗て、「軍統は監軍司に属していたのではないか」と論じた〔小野2008:87〕。しかし、以下の史料5・6によってその考えを改めるに至った。史料5は正統・副統が任命された場合の西夏政府内における位置を定めた条文であり、史料6は、各官司に属する役人の、3年ごとの転属或いは留任に関する規定である。

史料5：『天盛』卷十司序行文門第二十七条²⁷

一、節親・宰相以外、その他臣僚が地辺の正統となつて行く時、中書・樞密・経略司等に【そのことを】報告し、その後諸司の上に置く。副統²⁸は、中書・樞密・経略・正統の所に報告し、次等司に伝達して、その後諸司の上に置く。

史料6：『天盛』卷十續轉賞門第一条

一、諸司の大小（の者）で職に任じられて三年が完全に終わり、【勤務を】続ける²⁹【にあたり、

²⁶ 詳細は〔小野2010:127〕掲載「附録1 西夏の軍職体制」図を参照されたい。

²⁷ 史料5は〔『中国語訳』:378〕訳を、史料6は〔『中国語訳』:348〕を、日本語訳した。日本語訳にあたり一部表現を改めた。

²⁸ ここでの「副統」は、軍 lgja としての副統であつて、職 ltšju の副行統ではない。そのように判断できる理由は、史料5で副統を意味する西夏文字が『夏漢』No.2705とNo.2805字で構成されているからである。後述する「副行統」を「副統」と略する例は、管見の限り存在しない。従つて、『夏漢』No.2705とNo.2805で構成される熟語は純粋に軍 lgja としての副統を意味する。なお、副統・行将与副行統の関係については、第2章第1節で検討する。

²⁹ 日本語訳の中で「続ける」と解釈した西夏文字は『夏漢』No.4827字である。この字は、『亥年新法』卷四では、「続番を為す」つまり「続けて」もう一期同じ勤務を行うような場合〔小野2015:31〕や、「引きつぎ新任させよ」の「引きつぎ」〔小野2015:33〕などのように使用される。史料6では、文脈から、本人が留任すると捉えられる場合に「続ける」、別の者が職 ltšju に就任することが想定される場合に「引きつぎ」と訳した。なお、〔『夏漢』:794〕では、漢語逐語訳の一つとして「罷任」が提示されるが、史料6の内容は職 ltšju に就く者の変更に関する規定と捉え、「罷任」の訳は採用しなかった。

職を】変えるか変えないかは、以下に定める所によって実行せよ。

一等、三年を満したたので、引きつぎ変える【者】：

中書・枢密の承旨・諸司大人・承旨

辺中の刺史・軍主・同判・習判

辺中の城主・通判・城守

辺中諸司の都案・夜禁鑄鉄等提点・渠水・捕盜・検□□□前検

一等、三年が終わり引きつぎ変える中で除かない【＝そのまま留任させる】【者】：

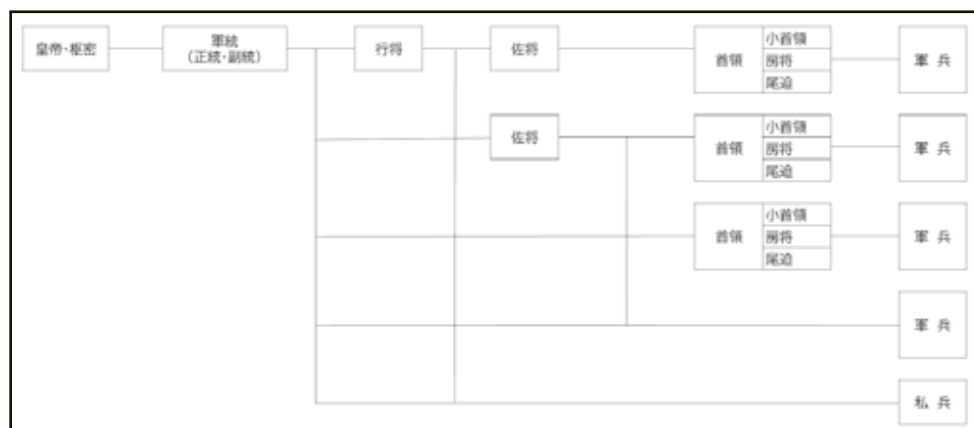
中書・枢密の大人・諸司の案頭・司吏

一等、中書・枢密の都案及び京師諸司の都案等が、三年が完全に終わり続けて変える【点】を議するか議さないかは、時節に応じて上奏・報告し実行せよ。

西夏の官司は「上・次・中・下・末」という5つの等級に分類されていた〔史・聶・白2000:363-364〕。史料5では、正統は最も上位の官司に分類される上等司・中書並びに枢密よりは下、その他の官司よりは上、と位置付けられている。また副統は第2等級の「次等司」と称される官司群よりは下であるが、第3等級の「中等司」よりは上である。監軍司は「中等司」であるから、軍統が監軍司に属するとは言えない。更に枢密は軍事関係の最高部門であるから、軍統階層は枢密と密接な関係にあったものと考えられる。他方、史料6中には、辺防職 ltšju（〔小野2023:127〕を参照）の内、「刺史」や「城主・通判・城守」などが含まれているが、「軍統」には言及がない。軍統は、平時官司群に属する地位ではなく、〔小野2008〕で言及したように、発兵し軍団編成が行われる都度任命され、論節を授与されて指揮権を発動する地位であったと推定される。

第1章の知見は以下のようにまとめられる。第一に、軍 lgja は政府への人材供給以外にも、戦時にはそのまま軍団階層に転化された。第二に、その階層は下図のように構成されていた。図1「軍 lgja = 戦時軍団の階層構造」中の地位名称は左にあるものほど上位にあり、実線は指揮下にある、もしくは指令を出す・受ける関係を示す。

図1 軍 lgja = 戦時軍団の階層構造



以前、筆者は『『貞観』に現れる軍職階層はあくまでも実戦時のもの』[小野2010:123] との見解を示したが、その階層は平時主として政府の行政任務を行わず戦時の準備に携わる軍事専門の地位軍 lgjaとして西夏社会に存在したことになる。ここに以前の見解を改めるものである。

2. 機能の兼務—同一名称が軍 lgja と職 1tšju 双方に用いられる場合—

前章で、軍 lgja が、戦時に編制される軍団階層にそのまま転化された点を明らかにした。本章では、前章の考察と既発表論文との矛盾点を解決し、西夏地位は複数の機能を持っていた点を論じる。矛盾点とは、軍事的地位に限定される軍 lgja の名称であるはずの「正統」「佐將」「首領」は、平時の行政任務を与えられる名称としても記述される点である。筆者は前稿において、「統正副（正統・副行統）は国境防衛の軍事的指揮者」、「佐將（軍佐將）は国境侵入行為への軍事的対応と居住民の管理を行う者」と説明した[小野2023:127-128]。また首領階層は軍籍の承認を行う[佐藤2009]。つまり、これらの地位は、西夏政府の構築する辺境防衛制度の中で、実際の任務を持っている。「軍 lgja は純粋に軍事的地位である」と論じてきたが、実際の任務を持つことをどのように解釈すればよいであろうか。本章では、この課題を解決するために、正統、佐將・首領を対象に考察を行う。

2. 1 2つの機能を持つ「正統」—「統正副」が起こしていた意味上の混乱

本節では、軍の最高位「正統」なる地位名称が、軍 lgja としての任命と職 1tšju としての任命で位置づけが異なる点を明らかにする。

「正統」は第1章の図「軍 lgja = 戦時軍団の階層構造」に示したように、皇帝・樞密に直属し、軍団における最高指揮官である。他方、国境地帯における辺防制度では、正統は職 1tšju の地位に在る者として敵の追撃・国境地帯の人の管理・敵の侵入後の視察・馬の管理等の実務を担当し、辺

境防衛の責任者として位置付けられる [小野2023:122]。正統がこうした実務を持つならば、前稿で「軍 lgja は純粋に軍事的な地位である」 [小野2023] とした点とは矛盾が生じていることになる。

この矛盾点を解決する糸口は「統正副」という表現にある。史料7は、『貞観』に現れる「統正副」の一例である。

史料7：『貞観』第二篇功篇第五条³⁰

条目³¹ 一統正副が、人馬・甲冑を得失した場合は功罪を量る

条文一、軍統等は、敵の領土内に侵攻する際、敵の人間の【情報】を先に知り、軍馬を準備して待機し、敵に対処せよ。(後略)

史料7の条目冒頭の「統正副」は、条文冒頭の「軍統等」のことである。軍統とは、1.2に述べたように、正統と副統をまとめた表現である。「等」と付くのは、正副2人いることを踏まえている。1.2では軍 lgja は戦時軍団に転化されていると述べた点を踏まえれば、『貞観』の規定は軍 lgja に関する規定と言える。つまり、軍 lgja に関する規定の中では、「統正副」は、正軍統と副軍統を指す。他方、『天盛』では、史料8のように「統正副」が出てくる。

史料8：『天盛』卷四辺地巡検門第二十七条、Tang.55, No.157 第二十八葉左頁第8行

～第二十九葉右頁第2行、[『ロシア語訳』1987:132-133]、[『中国語訳』:211]

(前略) もし、統正副が京師【＝西夏の首都中興府】に帰り、辺事や軍馬の頂点【＝責任】が監軍司に帰すれば、すなわち監軍・習判が罪を受けるに従え【＝監軍・習判が処罰されることになる】。□習判は副行統の、および、監軍は正統の³²、等の法に従い判決せよ。

史料8は、正統・副行統が京師に一時的に帰還した場合の、辺防に関連する一時的な役割の委任と責任の所在を規定した条文である。冒頭の「統正副」は、後続する文章内にある正統と副行統を指す。史料7と8では、正統の下が副統（＝副軍統）であるか、副行統であるかという相違がある。

それでは副軍統（副統）と副行統はどのように関連するのか。筆者は嘗て副統・行将が副行統に

³⁰ 『貞観』の翻訳の詳細は [小野2008: 80-81, 93] を参照されたい。

³¹ ここで言う「条目」とは、各巻の条文内容を簡略にまとめた条文の小見出しを指す。法典により位置が異なり、『貞観』・『亥年新法』では各巻の冒頭に置かれ、『天盛』では独立した「名略」と題する上下冊に全巻の条目が列挙されている。

³² 史料8は、正統・副行統が不在の間、責任者として代理を務める者を指定すると共に、代理が何らかの違反をした場合の量刑を判定する方法を定めている。西夏文では「習判は副行統の」「監軍は正統の」というように「の」以下が省略されており、「の」以下には、「代理をする」「代理をした結果各職と同じ罪刑を適用する」などの語句が入るものと想定される。

統合されたとの試案を提案した。第一の理由として、上記の「統正副」という表現が共通していた点を挙げた。「統正副」は『貞観』では正統と副統の組み合わせを、『天盛』では正統と副行統の組み合わせを指すため、副統と副行統が同一のものと捉えた。第二の理由は、双方、上位に正統、下位に佐将・首領など、同じ名称の地位が存在するからである。この2点を理由とし、筆者は西夏貞観年間（1101～1114年）から天盛年間（1149～1169年）の間に、副統と行将の2つの軍職を、副行統という1つの軍職に統合する改革が行われたとの仮説を立てた。しかし、仮説を検証可能な条文が存在せず、これらの相互関係についての判断を保留していた〔小野2010:111, 注11〕。

しかし、この度『天盛』条文の検討結果から、軍職の統合はなかったと結論づけた。『天盛』の条文内容に、この仮説では説明できない点があるからである。まず、『天盛』には副行統³³とは別の条文に行将（史料3・4）と副統（史料5）が現れる。つまり、副統・行将と副行統とは同時期に両方とも存在しており、上記の仮説は成り立たなくなる。

そこで、改めて副統・行将と副行統について詳細に検討する。これらは既に以下のような事柄が判明している。「副統」は『夏漢』No.2705とNo.2805の2字で構成される。実戦部隊の最高指揮官階層に位置付けられる。最高指揮官は正副2人の「軍統」が置かれるが、「副軍統」の略称として「副統」の語が頻繁に使用される。副統は正統の持つ論節を求めてはならなかったが、褒賞・罰則規定では常に正統の次に位置しており、単独行動が認められるなど指揮官として上位である〔小野2008:80-83〕〔小野2010:110〕。「行将」は『夏漢』No.3844とNo.3266の2字で構成される。前章で既述したように、作戦行動を担当する指揮官である。

他方、「副行統」は、『夏漢』No.2705・No.3844・No.2805の3字で構成される。辺防制度上正統のすぐ下に位置し、副行統の下位に辺防使・佐将・頭監が続く。その職掌は、敵の追撃・国境地帯の人の管理・馬（軍用であろう）の管理といった辺防に関わる事柄を主とする。派遣地を一時的に離脱する場合があったようである（〔小野2023:122〕および史料8）。なお、『貞観』には副行統の名称は存在しない。

これに加えて、『天盛』巻四・五の内容に基づき、副将・行将と副行統とを比較すると³⁴、次の結果が導き出せる。辺防に関する職務規定の行為者は副行統に限定される一方、武装の準備等職務とは言えない軍事行動、つまり軍 lgja に関する規定の行為者は副統・行将に限定される。

この相違が生じた理由は、以下のように考察できる。『貞観』に副行統の名称が見当たらないのは、副行統が平時の辺防上の実務を持つ職として認識されているからである。『貞観』は、戦時という

³³ 副行統を処罰の対象とした規定は、主に『天盛』巻四にある。規定の詳細は〔小野2023:123-126〕を参照されたい。

³⁴ この比較対照は次のように行った。最初に、巻四と巻五の条文を、第1章の冒頭に述べたA～Dの分類項目に則った「表『天盛旧改新定禁令』巻4 官・職・軍分析資料」〔小野2023:123-126〕、および巻五を対象とした分析表（未公開、前章に一部抜粋して掲載）を作成した。次に、これらの表からB処罰の対象となる行為（＝条件節）が軍 lgja と職 ltšju のどちらに該当するか検討し、分類A行為者はどの名称が該当するかを整理した。

特定の場面における規定を記した法典である。よって平時の職務は収録されていない。一方、『天盛』は平時の綜合法典であるから、副行統の実務に関する条文も、副統・行将が軍 lgja として行う戦時への準備に関連する条文も同時に収録されている。

この考察から、次の点が指摘される。第一に、名称が同一もしくは類似していたとしても、西夏人は別の性質、ここでは軍 lgja と職 ltšju とを明確に区別して認識していた可能性である。第二に、第一の点を踏まえれば、これまで名称の一致により同一と捉えられてきた西夏の官職名や軍事的地位を、その役割や任務を検討した上で、区分して考えなければならないという点である。すると、副将・行将の上位である正統と、副行統の上位である正統は、同一名称ながら異なる性質・役割を持っていると考えるほうが自然である。この点は、西夏語表記からも傍証できる。史料7・8で示した「軍統」と「統正副」という言葉の使い分けはその一例となる。「統正副」は先述のように『貞観』でも『天盛』でも使用される。一方、軍 lgja の地位にある正統と副統を合わせた「軍統」は、管見の限り、職 ltšju の地位・実務に関する条文では使用されない。「軍統」はあくまでも「軍 lgja の統率者」³⁵である。「軍 lgja の統率者としての正統」と、「職 ltšju としての正統」は明確に区別されていた。

それでは、平時辺防を担当した職 ltšju としての正統は、戦時直ちに軍 lgja の統率者としての正統に転化されたのか。軍 lgja としての正統の平時の在り方は、現時点で3通りが推測される。1つ目は、平常時も存在しているが、発兵の命令を受けることによって軍団指揮官としても実効的指揮権を一時的に付与され、戦争終結後は次の指令を受けるまでただ軍 lgja の正統としての身分を保持するという在り方である。2つ目は、戦争時の軍団編成の際に参集した者たちの中か、または中央政府から派遣される者がその都度正統として任命されるという在り方である。この場合、平時存在するのは行将以下の軍 lgja 階層であるということになる。3つ目は、辺防を担う職 ltšju としての正統がそのまま軍 lgja の正統に任じられるという在り方である。戦時の指揮官に国境地帯の実情に詳しい者を充当する方法は合理的である³⁶。

史料上の制約により、考察は上記のようになるが、軍 lgja と職 ltšju の序列は厳然と区別され、かつ同時に存在していたことが明らかになった。その序列は以下のようになる。なお、名称の間に入れた実線—は、階層が異なり、かつ命令・指令が出される関係を示す。実線の左が上位となる。

軍 lgja 正統・副統（まとめて軍統・統正副とも称される）—行将

職 ltšju 正統—副行統（まとめて統正副とも称される）

³⁵ ただし、ここでの「軍」は「軍隊・軍団」と解釈しても差し支えない。いずれにせよ、実戦にあたる、つまり軍事的地位によって構成される人々の集団を指している。

³⁶ 西夏末期1224年の黒水城の「副統」による「転勤願」に該当する手紙が残存している〔佐藤2007〕。この手紙の書き手は「当地に属する副統」と表現していることから、現時点では1つ目の可能性が最も高いが、天盛年間とは年代が異なるため、検討が必要である。紙幅の関係により別稿とする。

軍 lgja では一つの階層を「統正副」と称し、職 ltšju では2つの階層を「統正副」と総称する相違点がある。

以上、本節では、軍 lgja の上位階層にあたる「正統」を例として、1つの地位名称を、実務を持つ職 ltšju としての地位と、軍事関連行為のみに関わる軍 lgja としての地位に区分して考える必要性について論じた。

2. 2 佐将と首領

正統のほか、『貞観』にも『天盛』にも現れる名称としては、佐将と首領がある。佐将と首領は、軍 lgja 階層としては中間または比較的下位の階層である。換言すれば西夏の軍制内で最下層かつ最多を占める兵卒（＝軍兵・一般正規兵）に直接接する階層である。当然ながら佐将・首領共にかなりの数が任命されていた。本節では、佐将・首領のような下位階層も軍 lgja としての役割と職 ltšju としての任務を区分して捉えるべきか、考察する。

まず、首領に関する専論として〔佐藤2009〕を参照する。この論文が明らかにした点は複数あり、本論文に関連のある事柄を述べると①～⑦のようになる。①『天盛』の中で、首領に関する条文は102条あり、その中で「軍首領」に関する条文は92条と圧倒的多数を占め、仏教関連や官営牧場でも首領が置かれた。②軍首領が、有事に挙兵の通知を受け、配下の兵士を選抜して集合した。③軍首領は配下の兵士と行動を共にする。④軍首領の中から、盈能・副隊長³⁷ が、監軍司によって選抜された。⑤軍首領は年毎に作成される軍籍に押印をする。⑥軍首領は国内の逃亡者を逮捕する職務を与えられていた。⑦軍首領は、官僚ではないが、高級官僚と同等の特権を行使できた。佐藤は、最後に「「首領」という語は元来様々な分野における一定規模の集団や組織の責任者・監督者に用いられるかなり汎用性のある称号であったと結論付けられる」〔佐藤2009:20〕とまとめる。なお、「軍首領」が「軍 lgja としての首領」の意味になるか否かは検討を要する。

佐藤の研究に加えることとして、史料9は首領が徴税を行っていたことが冒頭に記述される。

史料9：『天盛』卷四辺地巡検門第十一条、Tang.55 No.157第二葉（卷4第17葉）右頁第3行

～第9行、〔『ロシア語訳』1987:123〕、〔『中国語訳』203〕

一、首領が徴税する【時】等に、哨頭監・哨兵を【徴税担当者として】遣わす場合、実際に【現地に】住んでいる人の中からは任命しない。住んでいない人の名を【担当者の】リストに載せよ。【徴税の】告知をすることができないならば、巡検に行く者がいないため仕事が遅滞する、及び未だ遅滞を発生させていない等【の場合】、告知を至らせることができなかった【場合】、

³⁷ 佐藤の訳語「隊」〔佐藤2009:18, 23〕は本論文の「佐」にあたる。したがって「副隊長」は、本論文では「副佐将」となる。

哨兵の罪をとがめてはならない。遣わした者が首領の徴税を代行する等【の場合】、先に【担当者リストに】挙げた哨頭監・哨兵等が自らの意志で巡検に行かない【場合】、遅滞が生じた【時】は、【遅滞が】未だ発生していない【場合】と比べさせ、判決せよ。通告者を遣わしてしまっているのに告知が未だなされていない【場合】は、即ち通告者は罪を受けよ。遣わされた者の罪をとがめてはならない。

ここから首領が巡検隊に徴税を請け負わせることができたということが判る。裏を返せば、徴税は本来首領の務めであったと考えられ、巡検隊が巡検を行う業務と同時並行で徴税を行う際には、現地在住者と巡検隊との癒着を防ぐために、現地の出身者は任用しなかったと考えられる。また、徴税業務は、首領の職 *ltšju* としての機能の1つであったと解釈できる。

しかし、首領は職 *ltšju* のみの機能を有したというわけではない。史料9の「首領」は、「軍首領」のことを指していると考えられるからである。史料9では、「首領」の前に「軍」字がおかれていないが、前述〔佐藤2009〕でも首領が登場する条文の大半は軍首領に関するものと解釈されている。また、多くの西夏語法典では佐将を「佐」と表現するなど、単語の省略が頻繁に起こっており、軍首領が単に首領と呼ばれる場合も存在する。史料10は、その一例である。

史料10：『天盛』卷五季校門第七条 Tang.55, No.2574第八葉（版心第十五葉）左頁第4行

～第十一葉（版心第十八葉）左頁第3行（一部を抜粋）

一、軍首領は、自らが有する、及び【管理】範囲【＝自分の部隊内】にある軍兵等有する甲・胄・馬・装備・武器が実際に無いのであれば、弁償することになる。（中略）

一項、装備・武器八種が無ければ、弁償することになる。弁償できるのに弁償させない時、一人の首領の【管理】範囲【＝自分の部隊内】で弁償し、何が弁償の対象であるのか、数を総合計して、十割とする。（後略）（下線は筆者による）

史料10は、史料1～3と同じく武器の装備に関する条文である。つまり軍 *lgja* としての役割・機能に関する条文である。すると「首領」とは、徴税という職 *ltšju* 機能と、武装の保持という軍 *lgja* 機能の双方を帯びていたことになる。換言すれば、「首領」という語は、2つの機能を持っており、西夏人の意識内においては機能が区別されて捉えられていた可能性が指摘できる。このことから、少なくとも『天盛』が構築しようとする西夏社会の地位構造は2つ以上の「機能別系統」が設定され、首領の平時における役割と、戦時の役割は異なる系統に属したと考えられる。

ここで「機能別系統」という語について説明する。本田実信は「千人隊の隊長（ノヤン）は、軍司令官であり、部落（アイマク）の長であり、部落（アイマク）の領主である。チンギス・ハンの定めた千人隊はこのような軍事的、部族的、行政的機能を持つものであった。これは「馬二上レバ

則チ戦闘に備へ、馬ヨリ下リレバ則チ屯聚シ牧養」する遊牧社会の生活様式に則したものである」〔本田1991:50〕と述べた。チンギス・ハンが1206年の即位に際し、旧部族体制を解体し、新部族体制を定めた内容を説明した一文である。もちろん、西夏の諸制度と西夏に後続するモンゴル帝国時代の制度とを全く同一とすることはできない。しかし、この一文は、1人の人間が複数の機能を持っていた事実を示唆している。新部族体制で明確に定められた十進法に則った軍事的階級名は軍としての機能を示す。他方、部族の中での役割、行政的役割にもそれぞれ職名・担当名があり、重要度や報酬の多寡などによって、部族では部族の、行政上では行政上の、階級・階層を、それぞれの機能毎に構成したはずである。この機能別に構成された階級・階層は、下から上へ、或いは上から下へ（または同じ階層同士）、報告・連絡・指示などの情報伝達手段が存在したはずである。筆者は、この情報伝達手段を伴う機能別の上下の階層関係を「機能別系統」と仮称する。

先ほどの首領の例に則して2つの機能別系統をまとめる。第一の機能別系統とは、軍 lgja という地位が表す部族ヒエラルキー内での役割、および軍事行動における役割といった指令・統属関係を指す。第二の機能別系統とは、西夏官制内の序列や職事を表す職 ltšju を指す。

具体的に、首領の職 ltšju にあたる側面とは、(1) 徴税、(2) 軍籍への押印（前述〔佐藤2009〕⑤に該当）、(3) 国内における逃亡者の逮捕（前述〔佐藤2009〕⑥に該当）である。これら3つの職務のうち、(2) は率いる軍団内での任務、(1) (3) は担当する区域内での任務と捉えるのが自然である。換言すれば、自らが熟知する比較的狭い範囲内での業務が主であった。他方軍 lgja にあたる側面とは、①戦時における20～30人規模の部隊長（前述〔佐藤2009〕及び〔小野2010〕）、②上位階層である佐将・盈能への人財供給源（前述〔佐藤2009〕④に該当）、③平時の武装整備、ということになる³⁸。すなわち、首領は国内向けの限定された地域を担当する職 ltšju 機能を有し、同時に軍事制度内の軍 lgja 機能も有している。また、この考察は、「軍 lgja は「純粋な軍事的地位」を指す」という〔小野2023〕での指摘とも整合する。

同様に佐将もまた、職 ltšju と軍 lgja 双方の機能を有したと考えられる。佐将は、軍 lgja 内の系統では、軍団階層として、行将の下、首領の上に位置付けられる〔小野2010〕。同時に、職 ltšju 内の系統では、副行統・辺防使の下、首領の上に位置付けられる〔小野2023:127〕。その具体的職務として、堡・村に駐留し、巡検隊・哨防計者からの報告を受け、国境侵入行為への軍事的対応と、居住民の管理を行っていた。戦争時の軍佐将が、堡・村に駐留する軍佐将と同一人物であると明記

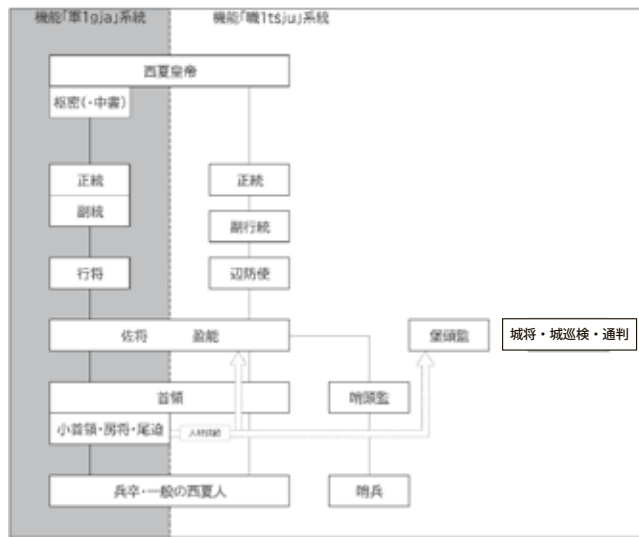
³⁸ ただし、職 ltšju にあたる側面として挙げた(2)軍籍の押印は、捉え方によっては軍 lgja としての役割に該当する可能性がある。なぜならば、軍籍の作成による軍抄・兵士の把握という官司の務め自体は監軍司の役人が行うため、首領の押印行為は、有事に必要となる軍籍の搭載が正確であることを確認するに過ぎないとも捉えられるからである。監軍司が軍籍を作成し首領が押印を行うという事実は、戦闘要員を把握する職務の実行者は監軍司（西夏政府）であるということ、首領側は戦闘員数に責任は持つが現代で言う「行政」側には立っていないこと等の推定を可能とする。もっとも、首領が軍籍を作成しないのは西夏文字の識字率という現実的な問題が関係している可能性もある。

された規定はないが、少なくとも佐将（『夏漢』 No.0624と No.3266で構成される熟語）は同一の西夏文字を使用している。ということは、西夏人が「佐将」という語を使用した場合、西夏人は佐将を、軍 1gja と職 1tšju を兼ね備える名称と認識していたと見做し得る。

以上の考察を、第1節の副統・行将与副行統の別に適用すれば、副統・行将は軍 1gja 系統に、副行統は職 1tšju 系統に属する。

ここまでの考察を図示すると次のようになる。

図2 機能別系統図



2. 3 軍 1gja と職 1tšju が錯綜した要因

前節までに、[小野2023]での議論を一步進め、いくつかの地位名称は、軍 1gja と職 1tšju という2つの機能を合わせ持つことを示した。

ここで考察しなくてはならない課題は、なぜ首領や佐将など、西夏の所謂一般民と密接に関わる階層が、軍 1gja としての側面と職 1tšju としての側面の双方を持つことになったか、という点である。考える理由は、西夏政府が多面的社会・文化をそのまま受容し、部族を基礎単位とする行政・軍事単位が構成されていた可能性である。

まず、西夏においては、そもそも軍団や行政単位が部族・部落単位を中心とした構成になっており、部族代表者がそのまま戦争時の部隊長として機能した。李元昊に至る建国の過程でも、部族長はすなわち部隊長であったし [岩崎2018:465]、部隊長（軍首領）がその配下（すなわち部民）と切り離されない点（前述 [佐藤2009] ③に該当）は、李元昊時代の軍隊構成が一定程度天盛時代にも残存していたことを示唆する。

次に、西夏領域内では、必ずしも西夏朝廷の支配階層を構成するタンゲート人の慣習やルールが

優勢であった訳ではなく、当然ながら西夏に隣接する諸国家から影響を受けたり、異なる社会・文化が共存する例もあった。例えば、涼州では公的な事跡を立碑する場合、漢文と藏文で文字が刻まれた。[佐藤・赤木・坂尻・呉2007]は、涼州の民族構成に触れつつ、西夏領内の多様性に言及する。また、西夏の軍抄制度については、チベットの軍抄制度との類似[陸2011:118-123]、遼の打草穀や金の阿里喜（いずれも正規兵とセットになる補助兵）との類似[史2021:83]が指摘されている。軍の最小単位である軍抄に関しても、隣接諸国家とそれぞれ類似点が指摘できるのであれば、軍抄以外の制度についても西夏で活用されたと考えることができる。

1人の人物が機能を複数持つ点に関しては、吐蕃の制度が参考になる。吐蕃固有の制度では *khrom* という単位の長が、「軍のランクと行政上のランク双方を持っていた」ことが明らかになっている[Takeuchi2004:56]。また、[岩尾2013]では、「*tshan* (= 漢語では将)」という単位の詳細な分析を通じ、チベット軍制が「形式的には遊牧国家と類似する軍制を有するとはいえ、(中略)その運用方法は遊牧国家のそれとは異なる」と結論した。チベット軍制では、軍人の帰属単位は千戸であるが、その下部組織に百戸-五十戸-十戸の順に単位が連なる。このうち最小単位である十戸は、軍制の一部であると同時に、同一地域に土地を有する集団でもあり、徴税の単位ともなっていた。また同一の集団を指していても、機能によって名称を換えていた[岩尾2013: 346-348]。すなわち同一単位に複数の「機能」を持つ長がいる、という事例は西夏の隣接政権に存在する。

以上を踏まえれば、西夏の首領や佐将も、複数の機能を持っていたと考えるのが自然である。チベット軍制・行政上の「機能」を、西夏の軍 *lgja*・職 *ltśju* にそのまま当てはめられるわけではない。しかし、西夏において、佐将・首領が複数の機能を持つ事実は、隣接諸政権との比較要素になり得る。西夏の朝廷支配層たるタングート族の絶対数を考慮した場合、涼州の石碑の事例の如く、領域内の治所の実態に合わせた弾力的な文化・制度の運用を選択し、効率的な地方統治方法を採用する必要があった。そのため、佐将・首領のように配下の数が相対的に少ないグループの長は、職 *ltśju* と軍 *lgja* の性質・機能を兼帯していたと考えられる。つまり、佐将・首領は軍事行動を起こす際の部隊単位のリーダーであると同時に、同一の名称を使用して、平時は辺防・徴税等の任務を与えられていた。

以上、本章では1つの地位を表す名称が軍 *lgja* と職 *ltśju* の2つの機能を同時に有する点を検討した。第1節では、戦時と平時とで名称の一部が異なり、今まで違いが不明確であった副統・行将与副行統が、それぞれ軍 *lgja* と職 *ltśju* という異なる系統に属する点を明らかにした。また、正統も、軍 *lgja* と職 *ltśju* の相違があることも明確になった。第2節では、有事にも平常時にも現れる佐将・首領の名称に検討を加え、同一の名称に軍 *lgja* と職 *ltśju* の機能を併せ持つ名称が存在することを明らかにした。第3節では、機能を複数持つ地位が、西夏の隣接政権に存在した一例を示し、西夏領域内での多元的社会を効率的に統治する意図があった可能性を示した。

おわりに

本稿で明らかにした内容は以下の通りである。

- ①軍 lgja を構成する階層は、戦時の軍団階層にそのまま転化された。
- ②従来何らかの関連があると考えられてきた副統・行将と副行統という地位は、副統・行将が軍 lgja、副行統が職 ltšju という別の機能に属するものである。
- ③軍団の下位階層の部隊長である佐将や首領は、1つの地位で軍 lgja と職 ltšju の2つの機能を持っている。
- ④②と③から、西夏では軍 lgja と職 ltšju という2つの機能別系統が構成されていたことが判明する。隣接政権でも1つの地位に2つ以上の機能を持たせる例がある。
- ⑤従来の西夏研究の中で、1つまたは同質と考えられてきた名称を再検討する必要がある。先行研究が官や職の名称を列挙するに留まっていた理由は、「本来別の性質を持っている同一或いは類似の名称」を「同質のもの」と解釈した結果、分析の段階で混乱を生じたことが原因ではないかと考えられる。

以上を承け、次なる課題としては、西夏法典に記される職 ltšju の名称を網羅し系統の全体像を把握すること、その上で、隣接地域・政権の制度と照合し、西夏の特徴を論じることが挙げられる。法典の詳細な検討を通じ、西夏軍制史研究の更なる発展が可能である点を提示して本稿を擲筆する。

<参考文献>

○一次史料

東洋文庫所蔵「ロシア科学アカデミー東洋学研究所サント・ペテルブルグ支所所蔵文書」

マイクロフィルム No.157 (『天盛』 卷四部分) ,No.158, No.159, No.2574 (『天盛』 卷五部分)
史金波・魏同賢・E. И. 克恰諾夫主編 1998 『俄藏黑水城文献⑧』 上海古籍出版社

○工具書

李範文編 2008 『夏漢字典』（修訂版）中国社会科学出版社

○文献（日本語・中国語・その他言語）

荒川慎太郎 2014 『西夏文華嚴經の研究』 松香堂

岩尾一史 2013 「古代チベット帝国の千戸とその下部組織：百戸、五十戸、十戸」『東方学報』
京都第88冊, pp.358-343.

岩崎 力 2018 『西夏建国史研究』 汲古書院

小野裕子 2008 「西夏文軍事法典『貞観玉鏡統』の成立と目的及び「軍統」の規定について」
荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉編『遼金西夏研究の現在（1）』, pp.70-100.
2010 「西夏の軍職体制に関する一考察－軍事法典『貞観玉鏡統』の諸条文をもとに－」
荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉編『遼金西夏研究の現在（3）』, pp.107-

134.

- 2015 「西夏語文献『亥年新法』巻4条文の復元」日本学術振興会科学研究費助成事業
学術助成基金助成金基盤研究C「西夏語文献から見た、モンゴル軍侵攻期にお
ける西夏王国の防衛体制・仏教信仰の研究」(課題番号24520798, 代表: 佐藤
貴保) 研究成果報告書, pp.27-45.
- 2021 「西夏の巡検制度－『天盛旧改新定禁令』巻4「辺地巡検門」中の12条を中心に
－」『岡山大学社会文化科学研究科紀要』第50号, pp.179-197.
- 2023 「西夏の「軍gia¹」に関する一試論－西夏語文献『天盛禁令』巻4の条文に基づ
いて－」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第55号, pp.119-139.
- 佐藤貴保 2003 「西夏法典貿易関連条文訳註」『大阪大学21世紀COEプログラム インターフェ
イスの人文学 文学研究科・人間科学研究科・言語文化研究科2002・2003年度
報告書3 シルクロードと世界史』大阪大学21世紀COEプログラム「インター
フェイスの人文学」, pp.197-255.
- 2007 「西夏時代末期における黒水城の状況－二つの西夏語文献から－」井上充幸・
加藤雄三・森谷一樹編『オアシス地域史論叢－黒河流域2000年の点描－』松香
堂, pp.57-79.
- 2009 「西夏語文献における「首領」の用例について－法令集『天盛禁令』の条文か
ら－」『環日本海研究年報』16, pp.12-24.
- 2018 「カラホト出土軍籍から見た西夏王国国境地帯の状況」『比較文化研究年報』第
28号, pp.43-57.
- 島田正郎 2003 『西夏法典初探 東洋法史論集第八』創文社
- 佐藤貴保・赤木崇敏・坂尻彰宏・呉正科 2007 「漢藏合璧西夏「黒水橋碑」再考」『内陸アジア言
語の研究』第22号, pp.1-38.
- 妹尾達彦 2018 『グローバル・ヒストリー』中央大学出版部
- 本田実信 1991 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会
- 陳炳應 1995 『貞観玉鏡将研究』寧夏人民出版社
- 胡若飛 2003 『西夏軍事制度研究《本統》密咒釋考』内蒙古大学出版社
- 高 仁 2021 「西夏“職”体系再探析」杜建録主編『西夏学』第22輯(2021年第1期), pp.19-
39.
- 和 智 2023 「西夏文《天盛律令》三種版本比較研究」『中華文史論叢』2023年2月期(總第
150期), pp.291-313.
- 陸 离 2011 『吐蕃統治河隴西域時期制度研究』中華書局
- 史金波 2021 『西夏軍事文書研究』甘肅文化出版社

- 史金波・聶鴻音・白濱訳 1994『中国珍稀法律典籍集成 甲編第5冊 西夏天盛律令』科学出版社
- 史金波・聶鴻音・白濱 2000『中華伝世法典 天盛改旧新定律令』法律出版社
- 翟麗萍 2019『《天盛律令》職官門整理研究』上海古籍出版社
- 張多勇 2022『西夏監軍司遺址及軍事布局』中華書局
- 王天順主編 1998『西夏天盛律令研究』甘肅文化出版社
- 魏淑霞 2020『西夏職官制度研究』甘肅文化出版社
- Кычанов, Е.и 1986-1989 *Измененный и заново утвержденный кодекс девиза царствования Небесное процветание(1149-1169) 1-4*. Издание текста, перевод с тангутского, исследование и примечания Е.И. Кычанова. В 4-х книгах. Наука, Москва
- Kyčanov, E. I. und Herbert Franke 1990 *Tangutische und chinesische Quellen zur Militärgesetzgebung des 11.B is 13.Jahrhunderts*, München: Bayerische Akademie der Wissenschaften
- Takayasu Sato 2012 “Study of Messenger Passports in the Xi-Xia Dynasty”, *Тангуты в Центральной Азии: сборник статей в честь 80-летия профессора Е.И. Кычанова*, Восточная лит-ра, pp.364-374.
- Tsuguhito Takeuchi 2004 “The Tibetan Military System and its Activities from Khotan to Lop-Nor”, *The Silk Road Trade, Travel, War and Faith*, The British Library, pp.50-56.

【付記】本稿は、筆者の博士学位論文『西夏軍制史の研究』第2章第1節・第3節を大幅に改稿したものである。

